

15. 02

**優先権主張を伴う商標登録出願に関する
立体商標、動き商標、ホログラム商標、
色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標の
「商標の一致」の判断について**

優先権の基礎となる第一国出願又は優先権主張を伴う我が国への出願が立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標である場合の「商標の一致」に関する判断は、優先権証明書類等に表示された下記1. から特定される商標と願書に記載された下記2. から特定される商標登録を受けようとする商標が一致するかにより判断する。

ただし、各国の制度の相違は、考慮することとする。

1. 優先権証明書類等に表示された項目等（例）

- ・ 商標
- ・ 立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標のいずれであるかの記載
- ・ 商標に関する説明
- ・ 優先権証明書類等に添付された音声ファイル

2. 願書に記載された項目等

- ・ 願書に記載した商標
- ・ 立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標のいずれであるかの記載
- ・ 商標の詳細な説明
- ・ 商第5条第4項の「経済産業省令で定める物件」（音声ファイル）
- ・ 商第5条第1項の「必要な書面」（願書に記載した立体商標を説明した書面）

1

¹ 本取扱いのうち、「商第5条第1項の『必要な書面』（願書に記載した立体商標を説明した書面）」に関するものについては、令和2年3月31日以前の出願に適用される（商標法施行規則の一部を改正する省令（令和2年2月14日経済産業省令第8号）参照）。